

問 13 譲渡損益調整資産に係る通知義務

問 譲渡損益調整資産の譲渡損益の繰延制度（法 61 の 13）について、譲渡損益調整資産の譲渡法人及び譲受法人にはそれぞれ通知義務があるとのことですが、その通知義務の内容について教えてください。

また、その通知については、何か決められた方法や手続等があるのでしょうか。

答 通知義務の内容については、【解説】の表 1、表 2 を参照してください。

また、通知の方法については法令上、特に決められた方法はありません。

【解説】

1 通知義務の内容

お尋ねの「譲渡損益調整資産の譲渡損益の繰延制度」とは、内国法人（以下「譲渡法人」といいます。）が譲渡損益調整資産を譲渡法人との間に完全支配関係がある他の内国法人（以下「譲受法人」といいます。）に譲渡した場合に、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額をその譲渡した日の属する事業年度の所得の金額の計算上、それぞれ損金の額又は益金の額に算入することによって課税を繰り延べる制度です。

この制度により譲渡法人において繰り延べられた譲渡損益は、譲受法人において譲渡損益調整資産の譲渡が行われた場合など一定の事由（以下「戻入事由」といいます。）が生じた場合に取り戻すこととされています。

したがって、譲渡法人又は譲受法人において、次の表 1 に掲げる通知事由が生じた場合には、譲受法人又は譲渡法人に対して、それぞれ次の表 1 に掲げる通知内容を知知しなければならないこととされています。

〔表 1〕（通知事由と通知内容）

通知者	通知事由	通知内容
譲渡法人	譲渡損益調整資産を譲受法人に譲渡したこと	譲受法人に対して譲渡した資産が譲渡損益調整資産である旨（減価償却資産又は繰延資産につき簡便法（※）の適用を受けようとする場合には、その旨を含みます。）（法令 122 の 14⑩）
譲受法人	（i） 譲渡損益調整資産が売買目的有価証券であること	その旨（法令 122 の 14⑪一）
	（ii） 譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合において譲渡法人から簡便法を適用しようとする旨の通知を受けたこと	当該資産について適用する耐用年数又は当該資産の支出の効果の及ぶ期間（法令 122 の 14⑪二）
	（iii） 表 2 に掲げる戻入事由（上記（ii）の通知を受けていた場合の表 2 ⑤ 及び ⑥ の事由が生じた場合を除きます。）が生じたこと	その旨（減価償却資産又は繰延資産の場合には、その償却費の額を含みます。）及びその生じた日（法令 122 の 14⑫）

[表 2] 譲受法人における戻入事由ごとの譲渡法人における戻入額

戻 入 事 由	戻 入 額
① 譲渡損益調整資産の譲渡、貸倒れ、除却、その他これらに類する事由	譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（以下「A」といいます。）
② 譲渡損益調整資産の適格分割型分割による分割承継法人（譲受法人との間に完全支配関係があるものを除きます。）への移転	
③ 普通法人又は協同組合等である譲受法人が公益法人等に該当することとなったこと	
④ 譲渡損益調整資産が譲受法人において、 法人税法第 25 条第 2 項に規定する評価換えによりその帳簿価額を増額され、その増額された部分の金額が益金の額に算入されたこと 法人税法第 25 条第 3 項に規定する資産に該当し、当該譲渡損益調整資産の同項に規定する評価益の額として一定の金額が益金の額に算入されたこと	
⑤ 譲渡損益調整資産が譲受法人において減価償却資産に該当し、その償却費が損金の額に算入されたこと	$(A) \times \frac{\text{損金の額に算入された償却費の金額}}{\text{譲渡損益調整資産の取得価額又は額}} (\ast)$
⑥ 譲渡損益調整資産が譲受法人において繰延資産に該当し、その償却費が損金の額に算入されたこと	
⑦ 譲渡損益調整資産が譲受法人において、 法人税法第 33 条第 2 項に規定する評価換えによりその帳簿価額を減額され、当該譲渡損益調整資産の同項に規定する差額に達するまでの金額が損金の額に算入されたこと 法人税法第 33 条第 3 項に規定する評価換えによりその帳簿価額を減額され、その減額された部分の金額が損金の額に算入されたこと 法人税法第 33 条第 4 項に規定する資産に該当し、当該譲渡損益調整資産の同項に規定する評価損の額として一定の金額が損金の額に算入されたこと	(A)
⑧ 有価証券である当該譲渡損益調整資産と銘柄を同じくする有価証券（売買目的有価証券を除きます。）の譲渡（譲受法人が取得した当該銘柄を同じくする有価証券である譲渡損益調整資産の数に達するまでの譲渡に限ります。）	(A) のうちその譲渡をした数に対応する部分の金額
⑨ 譲渡損益調整資産が譲受法人において法人税法施行令第 119 条の 14 に規定する償還有価証券に該当し、当該譲渡損益調整資産につき法人税法施行令第 139 条の 2 第 1 項に規定する調整差益又は調整差損が益金の額又は損金の額に算入されたこと	$(A) \times \frac{(B) \text{のうち譲渡法人の当該事業年度の日数}}{\text{譲渡法人の当該事業年度開始の日から当該償還有価証券の償還日までの期間の日数 (B)}}$
⑩ 譲渡損益調整資産が譲受法人において法人税法第 61 条の 11 第 1 項に規定する時価評価資産に該当し、当該譲渡損益調整資産につき同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入されたこと	(A)

※ 上記⑤及び⑥の戻入額については原則法による計算式を記載しています。簡便法による戻入額の計算式については、問 12 を参照してください。

2 通知の方法

通知については、譲渡法人と譲受法人という民間において行われるものであることから、法令等において特段、その方法や手続（様式など）は定められていません。したがって譲渡法人と譲受法人との間で任意の方法を用いて通知を行っていただくことになります。

また、連結納税を選択している企業グループ内にあっては、連結親法人が連結法人の帳簿等を集約して決算・申告の事務を行っている実態などから、事実上、連結法人間の通知行為が行われているとみることもできますので、このような場合には形式的な通知は省略しても差し支えないものと考えられます。

なお、法令で定められた通知内容を盛り込んだ通知書の書式の例として、別紙のようなものが考えられますので、実務上の参考としてください（36、37 ページ参照）。

【関係法令】

法 61 の 13①②

法令 122 の 14④⑤⑬⑰⑱

法人税法第 61 条の 1 3（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）
に規定する譲渡損益調整資産に関する通知書

譲渡法人（甲）

（法人名）
（住 所）
（連絡先）

譲受法人（乙）

（法人名）
（住 所）
（連絡先）

（譲渡法人→譲受法人）

[通知年月日] 平成○年○月○日

- 1 当社（甲）が、平成○年○月○日付で貴社（乙）に譲渡した次の資産については、法人税法第 61 条の 1 3 に規定する譲渡損益調整資産に該当しますので、その旨通知します。

資産の種類	固定資産 ・ 土地 ・ 有価証券 ・ 金銭債権 ・ 繰延資産
資産の名称	
譲渡数量	

（譲渡損益調整資産が固定資産又は繰延資産である場合）

- 2 なお、上記の資産が貴社（乙）において、減価償却資産又は繰延資産に該当する場合には、当社（甲）では、法人税法施行令第 122 条の 1 4 第 6 項に規定する簡便法の適用を（ 受ける ・ 受けない ） 予定ですので、その旨通知します。

（譲受法人→譲渡法人）

[通知年月日] 平成○年○月○日

- 3 上記 1 の資産は、当社（乙）において、次のとおりとなりますので、その旨通知します。

・ 上記 1 の資産が、有価証券である場合 当社（乙）において、売買目的有価証券に	該当する ・ 該当しない
・ 上記 1 の資産が、貴社（甲）において固定資産である場合 当社（乙）において、減価償却資産に	該当する ・ 該当しない
減価償却資産に該当する場合に、 その減価償却資産に適用される耐用年数	年
・ 上記 1 の資産が、貴社（甲）において繰延資産である場合 当社（乙）において、繰延資産に	該当する ・ 該当しない
繰延資産に該当する場合に、 その繰延資産となった費用の支出の効果の及ぶ期間	年

[通知年月日] 平成〇年〇月〇日

4 上記1の資産について、当社(乙)において次の事由が生じたので、その旨通知します。

該当有無 ○表示	発 生 事 由	発 生 年 月 日	左記の日の属 する事業年度	備 考
	① 上記1の資産について次の事実が発生したこと 【 譲渡 ・ 貸倒れ ・ 除却 ・ その他類する事由 】 その他類する事由 ()	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
	② 上記1の資産を適格分割型分割により分割承継法人 へ移転したこと	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
	③ 普通法人又は協同組合等である当社(乙)が、公益法 人等に該当することとなったこと	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
	④ 上記1の資産につき当社(乙)において、 ・ 法人税法第25条第2項に規定する評価換えによりそ の帳簿価額を増額し、その増額した部分の金額を益金の 額に算入したこと ・ 法人税法第25条第3項に規定する資産に該当し、上 記1の資産の同項に規定する評価益の額として政令で 定める金額を益金の額に算入したこと	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
	⑤ 上記1の資産が当社(乙)において、減価償却資産に 該当し、その償却費を損金の額に算入したこと	償却費を損金の額に算入した事業年度 自:平 . . 至:平 . . ※ 上記事業年度の末日が発生年月日です		損金の額に算入 した償却費の額 円
	⑥ 上記1の資産が当社(乙)において、繰延資産に該当 し、その償却費を損金の額に算入したこと	償却費を損金の額に算入した事業年度 自:平 . . 至:平 . . ※ 上記事業年度の末日が発生年月日です		損金の額に算入 した償却費の額 円
	⑦ 上記1の資産につき当社(乙)において、 ・ 法人税法第33条第2項に規定する評価換えによりそ の帳簿価額を減額し、上記1の資産の同項に規定する差 額に達するまでの金額を損金の額に算入したこと ・ 法人税法第33条第3項に規定する評価換えによりそ の帳簿価額を減額し、その減額した部分の金額を損金の 額に算入したこと ・ 法人税法第33条第4項に規定する資産に該当し、上 記1の資産の同項に規定する評価損の額として政令で 定める金額を損金の額に算入したこと	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
	⑧ 上記1の資産が有価証券である場合で、当社(乙)に おいて、上記1の資産と銘柄を同じくする有価証券(売 買目的有価証券以外のもの)を譲渡したこと (上記1の資産の数に達するまでの譲渡に限る。)	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	譲渡した数量
	⑨ 上記1の資産が当社(乙)において、法人税法施行令 第119条の14に規定する償還有価証券に該当し、上 記1の資産について法人税法施行令第139条の2第1 項に規定する調整差益又は調整差損を益金の額又は損 金の額に算入したこと	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
	⑩ 上記1の資産が当社(乙)において、法人税法第61条 の11第1項に規定する時価評価資産に該当し、上記1 の資産について同項に規定する評価益又は評価損を益 金の額又は損金の額に算入したこと	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	